

精華町防災食育センター
調理・配送等業務委託
[募集要項]

令和4年9月
精華町教育委員会

精華町（以下「町」という。）では、現在建設中の精華町防災食育センターで実施する中学校給食について、民間事業者の高い技術力等を活用し、学校給食の質の保持と調理・配送等業務の安全性及び効率性を確保するため、調理・配送等の業務を令和5年8月から民間事業者に委託することとする。

委託する民間事業者の選定にあたっては、提案書に基づく公募型プロポーザル方式を採用する。

この募集要項は、精華町防災食育センター調理・配送等業務委託に係る募集に関して必要な事項を定める。

1. 委託業務名

精華町防災食育センター調理・配送等業務委託

2. 目的

平常時は、「学校給食基本構想」に基づき、安全・安心でおいしい学校給食を町内中学校に提供するとともに、学校給食を通して食育・地産地消を推進する施設としての役割を果たすため、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性等を有する民間事業者を選定することを目的とする。

3. 対象の施設

施設名	精華町防災食育センター
所在地	精華町大字南稻八妻小字丸山4番地2
建築年月日	令和5年5月予定
建物構造	鉄骨造、2階建て
敷地面積	1, 537. 57 m ²
延べ床面積	1, 079. 43 m ² (1F:668.72 m ² , 2F:410.71 m ²) 附属棟 18. 84 m ²
建築面積	729. 32 m ²
システム	ドライシステム
コンテナ台数	令和5年度 食器用5台、食缶用5台 計10台
配送車両	2tトラック 3台
調理品目	1献立制(概ね副菜3品/日 調理)他 食物アレルギー対応調理
給食提供校数	中学校3校
調理能力	1, 550食/日
調理食数	令和5年度1, 200食/日 (令和10年度見込1, 100食/日)
センター調理稼働日数	約185日/年
使用食器	PEN樹脂(ポリエチレンナフタレート) 食器4種類

給食提供開始予定日	令和5年8月30日（変更する場合があります）
-----------	------------------------

給食受配校名	所在地	センターからの概算距離
精華中学校	精華町大字南稲八妻小字丸山7番地	隣接地
精華南中学校	精華町桜が丘二丁目3番地1	5.3km
精華西中学校	精華町光台九丁目1番地	5.0km

4. 委託業務内容

具体的な内容は「精華町防災食育センター調理・配送等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

- (1) 物資検収時の受取、検温、格納業務
- (2) 調理業務
- (3) 原材料及び調理後の食品の保存食採取、保管業務
- (4) 配缶・配膳業務
- (5) 配送・回収業務
- (6) 配送車管理業務
- (7) 食器、食缶、調理機器及びコンテナの洗浄、消毒保管業務
- (8) 残菜及び厨芥の計量及び集積業務
- (9) 施設、設備の清掃及び安全点検と記録業務
- (10) 使用物品点検管理業務
- (11) 衛生管理業務
- (12) その他前各号に付帯する業務

※本委託業務に含まれない業務は、次のとおり。

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・給食費徴収等業務
- ・廃棄物回収業務
- ・施設、設備の保守点検及び維持管理業務

5. 委託期間

委託契約締結日～令和10年7月31日までとする。

ただし、委託契約締結日から令和5年7月31日までの期間は、業務開始準備期間とし、調理・配送等業務期間は、令和5年8月1日から令和10年7月31日までの5年間とする。

6. 本委託業務に係る委託料の上限

総額 364,939,700円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳:年度別委託料の上限額】

令和5年度（令和5年8月1日～令和6年3月31日）

53,477,700円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和5年度の上限額には、受託事業者用事務室休憩室用品類及び試食用食材料の費用を含むこと。

令和6年度 71,876,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和7年度 71,876,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 71,876,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 71,876,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度（令和10年4月1日～令和10年7月31日）

23,958,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。また、提案見積金額としてはこの上限額を上回る額を提案した場合は失格とする。

7. 受託事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式（企画提案方式）による選定。

8. 応募事業者の資格要件等

(1) 資格要件

応募事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

①法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定かつ健全な財務能力を有していること。

②1施設1日2,000食以上の学校給食調理施設での受託実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること。

③参加表明書の受付時点において、精華町物品役務競争入札参加資格者名簿に登録されている者。

④製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。

⑤業務契約締結時に①～④までの要件を満たす履行保証人を確保できること。

(2) 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加することはできない。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

②破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規程による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者はこの限りでない。

- ③国税及び地方税を滞納している者
- ④過去3年以内に学校給食調理業務又は大量調理施設業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けた者。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- ⑤食品衛生法第55条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者。
- ⑥本プロポーザルの参加表明書の提出期限日から本業務の契約の相手方の特定までの期間において、精華町の工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年度精華町要綱第9号）に基づく指名停止措置を受けている者。
- ⑦精華町暴力団排除条例（平成23年精華町条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等である者。

(3) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出日を基準とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

9. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、提案書の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 参加費用の負担

参加に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

参加に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

(4) 著作権

応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は町に帰属する。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、理由に関わらず返却しない。

(6) 資料の取扱い

町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(7) 応募の無効に関する事項

参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は無効とする。

- ①参加の応募事業者が不渡り手形又は不渡り小切手を出した場合
- ②一の応募事業者が複数の提案を行った場合
- ③同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

- ④記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑤虚偽の内容が記載されている場合
- ⑥審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦著しく信義に反する行為があった場合

(8) その他

- ①町が提示する資料及び質問への回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ②本募集要項等に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

10. 応募手続き

実施のスケジュールは、次のとおりとする。

1	募集要項等の公表・配布	令和4年9月20日～29日
2	募集要項等に対する質問の受付	令和4年9月28日～29日
3	募集要項等に対する質問の回答	令和4年10月6日
4	参加表明書の提出	令和4年10月7日～12日
5	参加資格審査結果の通知	令和4年10月17日
6	提案書の提出	令和4年10月17日～21日
7	審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)	令和4年10月下旬～11月上旬
8	選定結果通知	令和4年11月上旬頃
9	受託事業者の決定(契約締結)	令和4年12月頃
10	業務開始準備	契約締結後から令和5年7月31日まで
11	委託業務開始	令和5年8月1日

(1) 募集要項等の公表

本業務委託に関する募集要項等は、町ホームページで公表する。

①公表資料

- a) 募集要項
- b) 仕様書
- c) 様式集
- d) 図面(位置図 敷地図面、1階平面図、2階平面図 受配校位置図)資料

②公表資料等は、町ホームページよりダウンロードすること。

③配布期間 令和4年9月20日(火)から9月29日(木)まで

(2) 募集要項に対する質問の受付・回答

本募集要項に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受付ける。

①質問書(様式第1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出する。

Eメールアドレス gakkyou@town.seika.lg.jp

※件名に「調理・配送等業務委託質問書（会社名）」と記載すること。

②受付期間は、令和4年9月28日（水）から9月29日（木）午後5時まで

③質問の回答

質問及び回答は令和4年10月6日（木）に町ホームページにおいて公開する。なお電話及び口頭等の個別の対応はしない。

(3) 参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出

応募事業者は次のとおり提出すること。

①提出期間

令和4年10月7日（金）午前9時から10月12日（水）午後5時まで
（受付は土・日、祝日を除く午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとする。）

②提出書類

- a) 様式第2号「参加表明書（兼参加資格審査申請書）」…1部
- b) 様式第2号記載の添付書類…各1部

③提出先

精華町役場 教育委員会 教育部 学校教育課
〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地
電話 0774-95-1906

④提出方法

直接持参または郵送（書留）

⑤参加の辞退

参加表明書を提出した応募事業者が本プロポーザルを辞退する場合は、提案書の提出期限までに様式第15号「参加辞退届」を提出するものとする。

なお、提案書の提出を辞退した者が不利益となるものではない。

(4) 企画提案書等の提出

参加事業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

①提出期間

令和4年10月17日（月）午前9時から10月21日（金）午後5時まで
（受付は土・日、祝日を除く午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとする。）

②提出書類 正本1部・副本10部

- a) 様式第3号～様式第17号「企画提案書」
- b) 様式第13号「学校給食センター調理・配送業務受託事業実績」
- c) 様式第14号「見積書」
- d) 様式第16号「暴力団に関与のない旨等の誓約書健康承諾書」
- e) 様式第17号「欠格事項確認書」

③作成要領

- a) A4判用紙、縦型、横書き、左綴じでページ番号を付けること。添付書類も含め、A4判フラットファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「精華町防

「災害食育センター調理・配送等業務委託事業に関する提案書」及び参加事業者の「商号又は名称等」を記載すること。

b) 企画提案書（様式第3号から様式第17号）について記載すること。

c) 見積書（様式第14号）

- ・見積額は本募集要項6の本委託業務に係る委託料の上限額の総額の範囲内であること。なお、見積額が上限額の総額を超える場合又は異常に少額であるなど本委託業務の適正な履行に支障があると判断したときは失格とする。

- ・見積額は、5年分の総額を記載し、取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額で、仕様書に基づき作成すること。

- ・見積書（様式第14号）に、年度毎の詳細な積算内訳書（社員職種毎の person 費明細、保健衛生費、現場経費、管理費等）を必ず添付すること。

- ・見積書に押印する印鑑は、令和3・4年度物品役務競争入札参加資格審査申請書の使用印鑑届で登録している印鑑を使用すること。

④提出先 精華町大字南稲八妻小字北尻70番地

精華町役場 教育委員会 教育部 学校教育課

1.1. 企画提案書等の審査方法

(1) 審査委員会の設置

精華町防災食育センター調理・配送等業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、下記審査方法や「委託事業者選定審査基準」に基づいて、公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った事業者を選定する。

(2) 審査方法

①参加資格審査

事務局は、応募資格の確認審査を参加表明書（兼参加資格審査申請書）等により、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合は失格とする。参加資格審査結果については、令和4年10月17日（月）に文書にて通知する。

②提案書選定審査

a) 一次審査（書類審査）

事務局は、参加資格審査を満たしている参加事業者に対し、企画提案書に記載された内容に係る書類審査を次のとおり行う。

ア) 企画提案内容の基礎審査

審査委員会は、企画提案書に記載された内容が、次の3項目を満たしていることを確認する。

- ・企画提案書全体について、同一項目に対する2通り以上の提案又は提案事項間に矛盾がないこと。

- ・企画提案書全体について、様式集に沿った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

- ・当該提案に関連する各様式（様式集）に示す項目に対する提案の内容が仕様書

を満たしていること。

イ) 第一次審査（書類審査）結果及び第二次審査にかかる日程の詳細については、後日、Eメールにより通知します。

b) 二次審査（最終審査）

ア) 審査委員会は、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

- ・開催日時 令和4年10月下旬から11月上旬（詳細日時については別途通知）
- ・開催場所 別途通知する。
- ・時間

参加事業者は自らの提案内容の説明を行う。

持ち時間は45分程度

（プレゼンテーション20分程度
質疑応答 25分程度
（ヒアリング）

※準備・撤収は、審査前後約15分間の休憩時間に行うこと。

- ・出席者 3名まで
- ・準備物 プロジェクター及びスクリーンは町で準備するが、パソコン等その他必要機器は、参加事業者で準備すること。

イ) 二次審査の審査順は、公開抽選により決定する。

(3) 委託事業者選定審査基準

標準的な審査基準は、次のとおり①企画力評価5項目②技術力評価5項目③価格評価1項目の計11項目、100点満点で評価する。

①企画力評価（配点40点）

評価項目	評価の視点	評価方法	配点
精華町中学校給食実施に係る考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校給食を開始するにあたり、「精華町学校給食基本構想」の基本理念及び基本目標及び「精華町まちづくり基本構想」に沿った提案がなされているか。 ・精華町学校給食に対する基本的な考え方と意義や特色に対する理解度 ・学校給食調理業務に取り組む意欲 ・受託から業務開始までの準備協力体制 	様式第4号	10
学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食を教育の一環としてとらえた提案となっているか ・学校給食の充実、向上に向けた実施可能な提案がされているか 	様式第5号	5
食育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町の食育の拠点としての食育充実活動 ・調理作業等で「見る、知る」「食育推進」に向けた取組を提案すること 	様式第6号	5

危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・調理事故、異物混入等発生時の対処体制 ・配送車事故発生時の緊急配送対応 	様式第7号	10
災害時の協力	<ul style="list-style-type: none"> ・「精華町まちづくり基本構想」に基づくまちの目指す姿に沿った防災食育センターとしての機能を発揮するための提案。 ・災害時の協力体制 	様式第8号	10

②技術力評価（配点40点）

評価項目	評価の視点	評価方法	配点
業務実績	学校給食調理・配送等業務受託実績（センター方式）	様式第13号	5
安全衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理対策や考え方 ・指導、検査体制 ・従事者の健康管理対策 	様式第9号	10
人員配置等体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置人数、組織体制 ・業務責任者等の配置 ・配置者の資格、経験内容 ・地元採用計画 ・従事者の休暇等における代替者確保体制 ・調理にかかる作業工程、作業動線図 ・各中学校での配膳作業に係る創意工夫 	様式第10号	10
食物アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> ・類似対応施設実績 ・人員配置計画 ・実施体制 	様式第11号	5
教育・研修計画、給食開始準備等	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者に対する巡回指導及び研修計画 ・受託から給食開始までの従事者研修計画 	様式第12号	10

③価格評価（配点20点）

評価項目	評価の視点	評価方法	配点
受託価格	見積金額	様式第14号	20

(4) 審査委員、関係町職員との接触禁止

応募を予定する事業者及び提案者は、審査委員、関係町職員と本件提案についての接触（公募に関する質問等、正当な行為を除く）を禁ずる。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合がある。

(5) 審査結果の通知

第一次審査及び第二次審査における選定結果は、それぞれに参加した応募事業者全員に通知する。

(6) 優先交渉権者の決定

町は、審査委員会の審査結果を踏まえ、二次審査（最終審査）での評価点が最も高い参加事業者を優先交渉権者とする。優先交渉権者と契約交渉を行い、交渉がまとまらない場合は、優先交渉権者との交渉を中止し、評価点の高い参加事業者から順に交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

(7) 契約の締結

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結する。

(8) 再募集

審査の結果、適切な候補受託事業者がない場合は、「適切な候補者なし。」とし、再募集する場合がある。

1.2. 企画提案書等に関する条件

(1) 遵守法令等

- ① 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関係法規等
- ② 学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関係要項等

(2) 委託料等に関する条件

① 履行の確認等

受託事業者は、毎月分の業務完了報告書を当該月業務終了後直ちに町に提出する。町は、業務完了報告書を受領したときは、業務が本業務委託契約等に基づき、適正に履行されていることを確認する。

② 委託料の支払い

委託料は、令和5年8月を初回として、月ごとに支払うものとする。町が受託事業者を支払う各月の委託料の額は、毎年度の委託料の額を12ヶ月で均等に分割した額とする。各月の委託料は100円未満を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計額は毎年度最終月の請求に加えることとする。町は、所定の当該支払い請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。ただし、初年度の町が受託事業者を支払う毎月の委託料の額は、初年度の委託料の額を8ヶ月で均等に分割し、100円未満を切り捨てた額とし、100円未満の端数については3月にまとめて支払うものとする。また、令和10年度の町が受託事業者を支払う毎月の委託料の額は、当該年度の委託料の額を4ヶ月で均等に分割し、100円未満を切り捨てた額とし、100円未満の端数については7月にまとめて支払うものとする。

(3) リスク管理

契約締結後の町と受託事業者の主なリスク分担方針は、以下のとおりとする。これらは、帰責理由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものである。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		町	受託事業者

事業の中止・延期	町の指示によるもの	○	
	受託事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災や暴動等による履行不能	○	
許認可等	事業実施に必要な許認可等取得の遅延等		○
計画変更	町の指示による事業内容の変更	○	
	受託事業者の要求による変更		○
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷	受託事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
調理中の事故・異物混入	受託事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

1.3. 委託事業実施に関する事項

(1) 業務委託の継続が困難となった場合の措置

①受託事業者の債務不履行の場合

- a) 受託事業者の責めに帰すべき理由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合、町は受託事業者に対して修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることとする。受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとする。
- b) 町は受託事業者が本委託事業を完全に履行する見込がないと認めるときは、履行保証人に対し、本委託事業の実施を求めることができる。
- c) 履行保証人は、前項の規定による本委託事業の実施の請求があったときは、受託事業者に代わって本委託事業を実施しなければならない。

②町の債務不履行

- a) 町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託事業者は契約を解除できる。
- b) 前項の場合において、受託事業者が契約を解除した場合、受託事業者は町に対しこれにより生じた損害賠償を請求できる。
不可抗力又は受託事業者の責めに帰すことのできない事由により委託業務の継続が困難となったときは、町及び受託事業者双方により業務続行の可否について協議することとする。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、町又は受託事業者は契約を解除できる。

(2) 町による本委託事業の実施状況の評価

町は受託事業者が提供する業務について、定期又は随時に評価を行う。その結果、業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことができる。

(3) 連絡定例会議の設置

調理・配送等業務の円滑な推進を図るため、定例会議を設置する。

1 4. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの内容に関わる情報の公開が求められた場合は、「精華町情報公開条例」に基づき処理を行う。(注：公開により対象事業者に不利益を与えることが明らかなものについては非公開)
- (2) 町は、参加事業者の企画提案書を本プロポーザル以外の目的で使用しないものとする。
- (3) 本プロポーザルへ参加する事業者は、本プロポーザルにおいて知り得た情報を本プロポーザル以外の目的で使用しないものとする。

1 5. 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりとする。

担当部署：精華町教育委員会 学校教育課

住 所：精華町大字南稲八妻小字北尻 7 0 番地

電 話：0 7 7 4 - 9 5 - 1 9 0 6

F A X：0 7 7 4 - 9 4 - 5 1 7 6

Eメール：gakkyou@town.seika.lg.jp